

拓殖大学教員必携



UNIVERSITY
ACCREDITED
2015.4~2022.3

拓殖大学

はじめに

拓殖大学は120年の歴史を有し、その建学の精神は「積極進取の気概とあらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた有為な人材の育成」である。拓殖大学の目的は建学の精神を具現することであり、すべての教職員は一致してこの目的の達成に努力しなければならない。

教育の本質は単に知識を教示・伝達するのみでなく、教師が高い倫理観と人格を持って学生を感化することにある。これは個々の教員の目標であると同時に、大学が実現すべき課題でもある。このような観点から本学では平成14年に、教育職員倫理・業務改善委員会を設置して論議を重ね、教育者倫理の高揚と教育業務の実践向上のための具体的な方策を探求してきた。その一環として、平成15年3月に「拓殖大学教員必携」の初版を発行し、改訂を重ねてきた。本書では教員の心得として「教員の倫理」、「教育と研究」及び「各種業務の遂行」について述べられている。すべての教員がこれを携帯し、または座右において、本学の建学の精神と教育方針を常に確認しながら教育の理想に向かって邁進してほしい。

令和2年4月

拓殖大学
学 長

目 次

はじめに

拓殖大学校歌 ----- 1

拓殖大学の建学の精神と教育方針 ----- 2

教員の心得

第1章 教員の倫理

1. 教員には厳しい倫理感覚が要求される。 ----- 7

2. 自らの研究に対して、誠実でなければならない。 ----- 7

3. 研究費は正しく使用しなければならない。 ----- 7

4. ハラスメントの防止には細心の注意が必要である。 ----- 8

5. 情報公開、取扱について ----- 9

第2章 教育と研究

1. 教員は学問の研究と教育を等しく重視しなければならない。 ----- 10

2. 教員の本務は学生の教育にある。 ----- 10

3. 社会に対する貢献は大学人の責務の一部である。 ----- 10

4. 授業の内容と方法の工夫・改善は教員の義務である。 ----- 11

5. 教室内を静粛に保つことは授業成立の条件である。 ----- 11

6. 休講した場合には補講しなければならない。 ----- 11

7. 学生の課外活動に関する指導・助言は教育責務の一部である。 ----- 12

第3章 各種業務の遂行

1. 学部・研究科運営への参加・協力は大学発展の基礎である。 ----- 12

2. 事務局との協力は学内業務の運営を円滑にする。 ----- 12

3. 入試業務の遂行は教員の義務である。 ----- 12

拓殖大学の沿革（略年譜） ----- 13

拓殖大学校歌

作詞 宮原民平
作曲 永井建子

一

右の手文化の炬をか
扶桑の岸よとあげ
闇は消えよと呼ぶ
人は醒めよと誰ぞ
嗚呼は雄渾のは誰ぞ
姿ぞ我が精神なる

二

雲は熾の色に飛ぶ
南国はたぎるとも
春光永久にへだたる
北地に氷とぎすも
仰いで星を見るところ
拓かでやまじ我が行手

三

人種の色と地の境
我が立つ前に差別なし
膏雨ひとつに湿さむばし
礎やがて花咲かむばし
使命は崇る海の外
力あふるる海の外

○拓殖大学校歌について

校歌は、大正8年（1919年）、創立20周年を迎えるにあたり、本学関係者を対象に歌詞を募集し、第4期卒業生で当時本学役員（主事）、教授であった宮原民平氏の詞が第一席となった。作曲は、当時日本を代表する作曲家（陸軍軍楽隊長）であった永井建子氏によるもので、拓殖大学の建学の精神を示すこの校歌は、全拓大人の誇りとして愛唱されている。

拓殖大学の建学の精神と教育方針

本学の建学の精神は、「積極進取の気概と、あらゆる民族から敬慕されるに値する教養と品格を具えた、有意な人材を育成する」ことにある。

この精神は、21世紀の今日にあっても日本及び国際社会の現状に適合するものである。国の内外を問わず、常に国際的視野と理解を持って活躍する人材の育成は、国際大学を標榜する本学の使命として脈々と継承されねばならない。

今日、グローバル化がますます進展する国際社会において、世界の国々・地域の人々との友愛・協調・協力を推進していくことがますます重要となる。

本学の教員は、学則に定められている教育の目的・使命に則り、このグローバル化の時代に対応できる積極的気概と創造的能力を備えた人材の育成に全力を傾注しなければならない。

学則が掲げる本学の教育の目的と使命、教育目標、3つの基本方針及び学部・研究科の教育研究上の目的は、以下の通りである。

(目的)

広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、人格を陶冶することを目的とする。

(学部の目的)

1. 商学部

会計・経営・情報・流通・国際ビジネス等の商学の諸分野における実学を身につけ、グローバル化の進むビジネス社会で活躍できる人材を育成する。

(1) 経営学科

企業、組織、流通および市場の仕組みやその活動を理解する能力と、経営を実践する能力を修得し、ビジネスの世界で活躍できる人材を育成する。

(2) 国際ビジネス学科

貿易、サービス・ビジネス、ホスピタリティ・ビジネス、コミュニケーション、ビジネス英語の各領域における実学を総合的に修得し、国際ビジネスの舞台で活躍できる人材を育成する。

(3) 会計学科

ビジネス世界における会計情報の役割および企業法制度の仕組みを修得し、職業的会計人(会計のプロフェッショナル)として活躍できる人材を育成する。

2. 政経学部

法律・政治・経済の3分野における基礎および専門知識を身につけ、国際的視野に立ち公共と民間の多様な領域で社会に貢献できる人材を育成する。

(1) 法律政治学科

法律学・政治学分野における理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の実社会の諸問題を的確に指摘し、解決できる能力と意欲を持った人材を育成する。

(2) 経済学科

経済学分野における理論的・実践的知識を身につけ、グローバル化時代の実社会の諸問題を的確に指摘し、解決できる能力と意欲を持った人材を育成する。

3. 外国語学部

言語の仕組みや働きについての専門的知識を持ち、単に読み・書き・話し・聞くことができるだけでなく、言語に関わる幅広い分野において、知的コミュニケーションができる当該言語運用能力を修得させ、優れた語学の力と国際感覚を持ち、自国の言語、文化、社会をしっかり理解した上で、他国の文化を尊重し、相互理解に導く力を持った人を育てる。

(1) 英米語学科

世界で広く用いられている英語の高い運用力とコミュニケーション能力を修得し、豊かな教養と異文化理解をもって国の内外で活躍できる人材を育成する。

(2) 中国語学科

世界で広く用いられている中国語の高い運用力とコミュニケーション能力を修得し、豊かな教養と異文化理解をもって国の内外で活躍できる人材を育成する。

(3) スペイン語学科

世界で広く用いられているスペイン語の高い運用力とコミュニケーション能力を修得し、豊かな教養と異文化理解をもって国の内外で活躍できる人材を育成する。

(4) 国際日本語学科

日本語についての知見をもとにした言語を通しての相互理解と発信する力、日本文化への洞察をもとにした社会的人間関係を構築し、発展させる力、そして、問題を発見し、思考するとともにコミュニケーションを通して解決する力を身につける。

日本の言語、文化、社会への深い理解のうえに、優れた発信型の語学力と異文化コミュニケーション能力を有し、また、グローバルな視野と教養、実践力を身につけた、国内外の幅広い分野で活躍できる人材を育てる。

4. 工学部

工学に関する基礎から応用に至る「ものづくり」を重視した知識と技術能力を修得し、日本と国際社会の発展に貢献できる人材を育成する。

(1) 機械システム工学科

国際感覚と教養を身につけるとともに、機械システム工学に関する均整のとれた知識を修得し、社会と工学の発展に貢献できる人材を育成する。

(2) 電子システム工学科

現代社会を支える多様化した電子システムを開発・運用するために必要な知識と技術能力を修得し、国内外の発展に貢献できる人材を育成する。

(3) 情報工学科

情報社会および多彩な産業分野におけるコンピュータ活用技術を身につけ、情報システムの構築ならびに情報サービスの発展に貢献できる人材を育成する。

(4) デザイン学科

工学における「ものづくり」を基盤に、デザイン提案に必要な知識と技術能力を身につけ、生活文化の発展に貢献できる人材を育成する。

5. 国際学部・国際学科

諸外国の言語、文化、民族、政治経済システムを理解し、国際協力、国際経済、国際政治、国際文化、国際観光、農業総合、国際スポーツの7つの分野におけるグローバル化した社会の諸課題に取り組み、その解決に貢献できる人材を育成する。

(研究科の目的)

1. 経済学研究科 国際経済専攻

(1) 博士前期課程

国際経済の分野において根幹となる知識を身につけ、並びにグローバル化社会に必要な専門的知識と実践的即応力を備えた専門的職業人を養成する。

(2) 博士後期課程

国際経済の分野において専門的な知識を修得し、自立して研究活動を行う研究者を養成する。

2. 商学研究科 商学専攻

(1) 博士前期課程

商学の分野において、国内外のビジネス活動に必要な専門知識と実践的即応力を備えた専門的職業人を養成する。

(2) 博士後期課程

商学の分野において、自立して研究活動を行う研究者を養成する。

3. 工学研究科

工学の分野において社会および産業の動向に対応しうる柔軟性と新しい領域を開拓する創造性を持ち、国際性豊かな専門技術者、研究者を養成する。

(1) 博士前期課程

ア 機械・電子システム工学専攻

機械・電子システム工学分野において根幹となる知識および技術を身につけ、急速な技術の進展に柔軟な対応ができ、新たなシステムを構築しうる人材を育成する。

イ 情報・デザイン工学専攻

情報・デザイン工学分野における専門知識と問題解決能力を身につけ、新たな社会価値を提案し、実現できる人材を育成する。

(2) 博士後期課程

ア 機械・電子システム工学専攻

機械・電子システム工学分野において根幹となる専門知識と技術を身につけ、科学技術の進展の中で新たな課題を発見し、自立して研究分野を開拓しうる人材を養成する。

イ 情報・デザイン工学専攻

情報・デザイン工学分野における専門知識と問題解決能力を基に独創的な研究活動ができる人材を養成する。

4. 言語教育研究科

卓越した言語運用能力を持ち、かつ言語教育に関する高度の専門知識と指導技術・能力を身につけた職業人並びに研究者を養成する。

(1) 英語教育学専攻

卓越した英語運用能力を身につけ、英語教育に関する高度な専門知識と実践的な技術・能力を身につけた職業人並びに研究者を養成する。

(2) 日本語教育学専攻

日本語に関する高度な知識を有し、外国語としての日本語教育の高度な専門知識と実践的な指導技術・能力を身につけた職業人並びに研究者を養成する。

(3) 言語教育学専攻

英語および日本語に関する高度な専門的知識を有し、外国語教育の卓越した専門知識と実践的かつ科学的な指導技術・能力と研究能力を身につけた言語教育分野の貢献できる専門的職業人並びに研究者を養成する。

5. 国際協力学研究科

国際開発と安全保障を連携・相補する分野において自立して研究活動を行う研究者、並びに高度の専門的知識・能力を身につけた専門的職業人をさまざまな分野へおくりだす。

(1) 国際開発専攻

国際開発の理論と実証の訓練を通して、国際開発政策・事業で求められる専門知識と実践能力を涵養する。博士後期課程においては、博士学位に相応しい高度な専門訓練を踏まえて、国際開発分野での指導者を育成する。

(2) 安全保障専攻

安全保障の理論・方法論を学び、学術的・実務的貢献を為し得る専門性を育成する。
博士後期課程においては、更に高度な分析力・論理構成力を兼ね備えた博士学位に相応しい専門家の育成を目指すものとする。

6. 地方政治行政研究科・地方政治行政専攻

地方の政治や行政に関する高度な専門的知識を持ち、総合的な政策立案・遂行能力を備えた人材、さまざまな立場で地域の発展にリーダー的役割を果たす専門的職業人を養成する。

(使 命)

国際友愛精神を指導理念として、日本及び世界の文化の進展に寄与する人材を育成することを使命とする。

(教育目標)

- ・ 世界のあらゆる民族・人種との共存、ならびに相互信頼を実現する柔軟な理解力、豊かな受容力を備えた人材の育成
- ・ 激動する国内外の情勢下において、事柄の本質を冷静かつ的確に把握し、確固たる信念をもって行動するための洞察力と決断力を備えた人材の育成
- ・ 人間社会が直面する課題の解決に率先して立ち向かう開拓精神にあふれ、かつ、そのために必要な知力と体力を備えた実践的な人材の育成

(3つの基本方針)

1. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

拓殖大学は建学の精神及び教育目標に基づき、国際性、専門性、人間性を備えた人材を育成することを目標とする。

これらの人材が具えるべき以下の3つの資質・能力を身につけ、各学科の学位授与方針を満たした学生に学士の学位を授与する。

国際性

多様な世界の人々や自分たちの社会をよく理解し、尊重する柔軟な姿勢を持ち、自国を含め世界の人々と協働して、問題の発見や課題の解決ができること。

専門性

それぞれの専門分野における基礎的な知識を修得し、これを実際の現場において活用し問題の発見と解決を図ることができること。

人間性

自らの目標を持ち、その実現のため積極的に行動すると共に他人の思いや考えを受け止め理解し、自分の思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができること。

2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

拓殖大学は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる3つの資質・能力（国際性・専門性・人間性）に基づく知識、技能などを修得させるため、順次性、体系的に考慮したカリキュラムを編成する。

(1) カリキュラム内容

教養教育科目、専門科目及びその他の科目を体系的に編成し、講義、演習、自習を適切に組み合わせたカリキュラムとする。

大学への適応および学習スキルの修得、将来に向けての学びの計画づくりに取り組む

初年次教育、キャリア教育を行う。また、コミュニケーション・スキル向上のためのカリキュラムを用意する。

(2) 教育方法

科目に応じて、学生の能動的な参加型学修を取り入れたPBLなどのアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れる。

(3) 評価

各科目の評価の基準は講義要項の中で明示する。また、学生による授業評価、および教員の教育研究業績評価を車の両輪として機能させ、カリキュラムのたゆまざる改善に努める。

3. 入学受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

拓殖大学では「学生一人ひとりが国際的な視野を持ち、国内外の人々と協働して積極的に課題の発見と解決にチャレンジしていくタフな人間力を身につけたグローバル人材（『拓殖人材』）」の育成を目標としています。

このような人材を育成するため、本学での学修に対する目的や意欲を持ち、個性あふれる人材を受け入れます。本学における学習を進めるに当たり、以下のような力を身につけて入学してくるよう求めます。

- (1) 高等学校での教育課程を幅広く修得している。
- (2) 学びたい学部・学科の知識や経験を社会で活かしたいという目的意識と意欲がある。
- (3) 自分の考えを適切にまとめ、解りやすく表現できる。

入学選抜にあたっては、筆記による学力審査、個別学力検査、調査書、面接及び小論文などを組み合わせ、志願者の能力や資質を総合的に評価します。

○学士課程教育に関する3つの基本方針

https://www.takushoku-u.ac.jp/academics/files/academics-faculty_3policy_2017_03.pdf

○修士、博士課程に関する3つの基本方針

https://www.takushoku-u.ac.jp/academics/files/academics-graduate_3policy_2018_07.pdf

教員の心得

第1章 教員の倫理

1. 教員には厳しい倫理感覚が要求される。

大学の教員にはその社会的地位や役割から見て、他の職業人以上に厳しい倫理感覚が不可欠である。教員に必要な倫理は、社会一般としての倫理はもとより、教育者としての倫理、研究者としての倫理である。社会はこれらの倫理を堅守する者を優れた教師、立派な教師と見なし、これらの倫理を一つでも欠くと大学の教師として失格者と見なす。しかし、教員は社会の眼が厳しいがゆえに、こうした倫理感覚を保持すべきであるということにとどまらない。何よりも人間を育てるという崇高な使命を持ち、学問の発展に寄与するという重大な役割を担っているからこそ、大学の教員は、自己の倫理感覚に磨きをかけねばならないのである。社団法人日本私立大学連盟の「私立大学教員倫理綱領」においても、教員に求める倫理項目として、つぎの5項目を挙げている。

- (1) 所属大学に対する倫理
- (2) 学生に対する倫理
- (3) 同僚に対する倫理
- (4) 研究者としての倫理
- (5) 社会に対する倫理

○私立大学教員倫理綱領

https://www.shidaiaren.or.jp/files/topics/671_ext_03_0.pdf

2. 自らの研究に対して、誠実でなければならない。

研究者は研究を進めるにあたり、データのねつ造、改ざん、盗用などの不正な行為を行わないことはもとより、利益相反や責任相反の発生に十分注意を払い、社会倫理を逸脱しないように自らを強く律し、研究活動を遂行すること。

また、研究を指導する立場にある研究者は、研究活動に不正が起きないように指揮下にある研究活動、研究者の管理を適切に行わなければならない。

3. 研究費は正しく使用しなければならない。

「研究費」には、科学研究費補助金をはじめ文部科学省等の公的資金配分機関が大学や研究機関に配分する競争的資金等の「公的研究費」と、本学で支給する「研究費」がある。

どちらの研究費も資金等の管理は大学や研究機関が責任をもって行わなければならないが、当該研究を実施する研究者においても、関連規程、研究費ごとの決められた条件及び事務処理手続きに関するルール等を遵守し、「研究費」の使用の際は目的を明確にしたうえで、研究計画に基づき不正や過誤のないよう適正に使用しなければならない。

また、その研究成果を教育にも反映させるよう努めなければならない。

○拓殖大学研究倫理ガイドライン

<https://www.takushoku-u.ac.jp/summary/president/up-prf.html>

- (1) 拓殖大学研究倫理ガイドライン
- (2) 拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理規程
- (3) 拓殖大学研究倫理・公的研究費運営管理体制

- (4) 拓殖大学研究倫理特別委員会規程
- (5) 拓殖大学における学術研究不正防止計画
- (6) 公的研究費に係る事務取扱に関する内規
- (7) 競争的資金に係る間接経費の使用に関する基準
- (8) 研究倫理リーフレット『拓殖大学は校正な研究活動に取り組んでいます』
- (9) 拓殖大学研究倫理審査事前チェックシート

○日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（丸善出版）

○安全保障輸出管理

- (1) 拓殖大学安全保障輸出管理に係わる規程
- (2) 安全保障輸出管理事前確認シート

4. ハラスメントの防止には細心の注意が必要である。

セクシュアル・ハラスメントは、本人の意図とは関係なく相手に不快と思われる性的言動により、相手の人格を傷つけ、人権を侵害することである。教員が自己の立場を利用して、このような言動を行うことは厳に慎まねばならない。

また、アカデミック・ハラスメント、すなわち単位の認定や成績評価、研究指導、課外活動などにおいて、教員が自己の立場を利用して、相手に不利益や逆に不当な利益を与えることや、勉強や研究環境を悪化させる発言や行動も厳に慎まねばならない。

これらハラスメントを防止するために、教員は次のことを十分認識しなくてはならない。

- (1) ハラスメントの理解のしかたは個人個人、男性女性、それぞれの立場等により、差がある。ハラスメントに相当するか否かについては、ハラスメントを受けたとする側の判断が重視される。
- (2) 相手が拒否したり、嫌がっていることが分かった場合、同じ言動を決して繰り返してはならない。
- (3) 相手がハラスメントと感じているかどうかについて、必ずしも相手から意思表示があるとは限らない。それを同意・合意と勘違いしてはならない。
- (4) 大学内におけるハラスメントにだけ注意するのではなく、課外における歓送迎会、ゼミナールの酒席等の場においても同様の注意を怠ってはならない。

また、ハラスメントは教員と学生、教員と事務職員との関係だけでなく、教員と教員あるいは学生同士の関係においても発生する可能性がある。学生間では気安い仲間意識から、往々にしてそれとは気付かずにハラスメントを行っている場合がある。特に課外活動においては、先輩と後輩の関係がハラスメントの言動を引き起こす恐れがある。教員は教室において、また課外活動の指導や助言に際して、こうした言動が人間の尊厳を損ない人格を傷つけることであることを、機会ある毎に学生に注意する必要がある。

教員は事務職員や学生と共に、快適な大学環境作りに努めねばならない。

○ハラスメントについて－快適な毎日のために－

<https://www.takushoku-u.ac.jp/students/harassment.html>

- (1) 拓殖大学ハラスメント防止等に関する規程
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン
- (3) ハラスメントに関するフローチャート

5. 情報公開、取扱について

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大しているが、その一方で個人情報の取扱いに対する社会的な不安が広がっている。本学教員は、個人情報を保護するために制定された「個人情報保護法」及び「拓殖大学個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかり、学生・保証人・卒業生（以下「学生等」という。）からの信頼を得るために、以下の方針に従うこととする。

(1) 個人情報の収集

- ・ 学生等によりよい教育研究・指導・サービスを提供するためのみ、必要な範囲で学生等の個人情報を収集する。
- ・ 収集する場合には、その目的を限定して、適法かつ公正な手段により行う。

(2) 個人情報の管理・保護について

- ・ 学生等の個人情報を管理するため、管理責任者を置き、外部への流失防止に努める。
- ・ 外部からの不正アクセスまたは紛失、破壊、改ざん等の危険に対しては、安全対策を実施し、学生等の個人情報の保護に努める。
- ・ 個人情報に係わるデータベース等へのアクセスについては、アクセス権を有する者を限定し、大学内においても不正な利用がなされないように厳重に管理する。
- ・ 個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、学生等の個人情報の遺漏等がないよう厳重に監督する。

(3) 個人情報の利用

本学が収集した個人情報は、利用目的の範囲内のみとし、その目的を超えた利用はしない。

(4) 個人情報の提供

学生等の個人情報を、学生等本人の同意なしに業務委託以外の第三者に開示・提供することはしない。ただし、法令により開示を求められた場合には、本人の同意なく個人情報を開示・提供することがある。

(5) 個人情報の開示及び訂正等

- ・ 学生等から本人に関する個人情報の開示の申し出があったときは、大学の業務の遂行に著しい支障をきたす場合を除き、遅滞なくこれを学生等に開示する。
- ・ 学生等から本人に関する個人情報の訂正、削除の申し出があったときは、調査を行い、必要とする事由があるときは、訂正・削除を行う。

○拓殖大学の個人情報保護への取り組み

<https://www.takushoku-u.ac.jp/privacypolicy/privacypolicy-2.html>

第2章 教育と研究

1. 教員は学問の研究と教育を等しく重視しなければならない。

大学の教員は教育者であると同時に学問研究者でもある。大学の教員が相応の社会的地位を認められているのは、ただ単に最高学府の教員であるからでなく、学問の研究者であると見なされ、また学問の発展に寄与することを社会から期待されているからである。しかし、学問研究者であるからといって、大学の教員は研究だけを重視すればよいとする考えは心得違いである。教員はただ研究するために大学の教職に就いているのではない。教員にとって学生を教育することがきわめて重要な職務であり、授業を軽視することは絶対に許されない。それ故、教員は教育と研究という二つの任務を果たす努力を怠ってはならない。

授業内容を充実させるためには、学問研究が不可欠である。社会では次々と新しい現象が生起し、新たな発見がなされ、新たな理論が生まれている。旧態依然とした授業内容では、現代社会に対応できない人間を作ることになる。教員はあらゆる機会に学問研究の動向を知るように努め、研究の成果を授業内容に役立てることが重要である。

2. 教員の本務は学生の教育にある。

大学の使命は、社会に貢献できる人材を育成して世に送り出すことである。それ故、大学教員は学生を教育し、本人の能力を引き出し、優れた人材に育てることを第一の使命としなければならない。

学生はその性格、志望目標、学力の程度、意欲などにおいて極めて多様である。しかし、彼等はすべて将来のある若者であり、学生の一人一人を社会で活躍できる人材に育てることは教員の尊い使命であり、この使命を果たすために教育者として最大限の努力を尽くすことは教員の責務である。

教育は授業だけに限定されるわけでない。学生の人格形成に教員の果たすべき役割は極めて大きい。教員は授業を離れても、あらゆる機会、あらゆる場面で学生の相談・指導にあたる必要がある。教員は単に知識の伝達に留まることなく、学生の全人格を育てる覚悟を持たねばならない。

教育を効果あらしめるためには、個々の教員の努力はもとより、教員全体が一丸となりチームとして教育にあたる必要がある。個々の教員の努力には限界があることを自覚すべきである。FD活動は個々の教員がその教育能力を向上させるためにも、チームとしての教育能力を向上させるためにも重要であり、教員はFD活動に積極的に参加しなければならない。

3. 社会に対する貢献は大学人の責務の一部である。

大学が象牙の塔であった時代は過去のものである。現代では、大学は社会に開かれていなければならない。社会の中であって初めて大学はその存在意義を主張できることを自覚しなければならない。大学は教育研究の成果を社会に還元し、社会の発展に貢献することをその使命とする。この使命は大学全体のみならず、大学の構成員たる我々個々の教員のものである。教員は大学内だけでの研究教育や学生指導に留まらず、どのような形であれ、大学人として社会に奉仕するよう常に心がけねばならない。

4. 授業の内容と方法の工夫・改善は教員の義務である。

大学の教育科目のほとんどは、学生にとって初めて学ぶ科目である。学生は高校の教育課程で学習しなかった科目、あるいは知識が余り蓄積されていない科目を学ぶことになる。特に1年次では、新入生はしばしば授業の内容も方法も高校の授業とは異なる状況に直面して、戸惑うことが多い。教員は、学生の置かれているこのような状態を明確に意識して、授業に臨まねばならない。学生が初年次に躓くと、挫折感からしばしば意欲を失い、いつまでも立ち直れない場合が多い。それ故、教養科目であれ専門科目であれ、一年生が受講する科目あるいは一年生が含まれる科目について、教員は初心者に対して授業する心構えが必要である。

学生は受講科目について、そのすべてに強い関心を持っているとは限らない。教室に集まる学生の中には、その科目に強い関心のある学生もいれば、必ずしもそうでない学生もいる。しかし、学生の関心度が強くても弱くても、教員は教室にいるすべての学生を同じ受講者として扱わねばならない。授業の内容と方法次第で、学生はいつそう関心を示すことも、新たに関心が引き出されることも、逆に関心を失うこともある。教員は授業への関心を学生から引き出す努力を惜しんではならない。それ故、教員は学生が授業を十分に理解し、これに興味を持てるように、できる限り授業内容を改善すると共に、授業方法に工夫を凝らすことが重要である。

完成された教師はいないし、まして完全な教育者はどこにもいない。しかし、優れた教師になる可能性は誰にもある。優れた教師は、生涯をかけて授業の改善に努力する者である。教員は授業について常に改善の余地があることを自覚すべきである。そして、もし改善点を自覚した場合、これをそのまま放置することは許されない。一方、改善点の自覚がないのであれば、受講生による授業評価を大いに活用して、学生が自分の授業をどのように受け止めているかを理解し、適切と思われる指摘には誠意と謙虚さをもって積極的に対応する必要がある。授業評価は、学生が教員を批判するためにあるのではなく、教員が授業の改善に役立てるためにある。

5. 教室内を静粛に保つことは授業成立の条件である。

学生の中には真剣な受講態度に欠ける者がいる。教員はこのような学生に注意を与えねばならない。教室内が騒がしい状態では授業そのものが成立しない。学生の真剣な受講態度と教員の熱意ある授業姿勢があって、初めて授業効果が上がる。授業は学生と教師とのチームワークなのである。

学生の私語はこのチームワークを乱す行為であり、授業妨害行為である。私語は教員にとって耳障りであるばかりか、授業に対する気持ちをそがれることにもなりかねない。さらに、学生の私語を許しておけば、しばしば他の学生も影響を受けて私語を始めることになる。これは真面目に受講している学生にとって大きな迷惑そのものである。学生には授業を受ける権利はあっても、他の学生に迷惑をかける権利は決していない。私語する学生には、他の学生に迷惑をかけていることを自覚させねばならない。教員は私語する学生にこのことを気付かせる必要がある。

6. 休講した場合には補講しなければならない。

学生は毎年4月の段階で、教員の講義要項、授業日と時間帯、年間あるいは半年間の授業日数を知ることになる。これは学生に対する教員の授業公約である。学生はそれに基づいて年間の時間割を決め、学業生活の計画を立てる。学生は教員の授業公約を前提として学生生活を送るのである。教員が休講すれば学生に迷惑をかけることは当然であり、公約に違反したことになる。教員はこの公約を守り、休講した場合には、必ず補講しなければならない。

教員は病気や私用、出張その他の公務でやむを得ず休講することがある。私事で休講した場合には、補講することは当然である。さらに、公務や病気で休講を余儀なくされても、補講を行わずに済ませてよいわけではない。公務は休講の授業の代わりにはならないからである。学生にとってみれば、休講は、私事によるものであっても公務によるものであっても、あくまでも休講である。休講は教員自身の都合によるものであり、学生自身のせいではない。

7. 学生の課外活動に関する指導・助言は教育責務の一部である。

学生の課外活動、つまり運動部、文化部、同好会、愛好会などのクラブ活動は教育の一環として位置づけられる。課外活動では学生の自主性が尊重され、クラブのメンバーが運動や研究、あるいは趣味などを通して相互に理解を深めて交流することにより、豊かな人間性や人間関係を作り上げることを主眼としている。それは正課の授業とは別の形式による人間教育の一部を構成している。課外活動は人間教育の一環であって、教員もこの活動を指導し支援することが重要であり、教育責務の一部を果たすことになる。

第3章 各種業務の遂行

1. 学部・研究科運営への参加・協力は大学発展の基礎である。

大学の発展は、これを構成する学部・研究科の発展なくしてあり得ない。学部・研究科組織が円滑に運営され、学部・研究科の教育が充実することによって学部・研究科は発展する。それ故、学部・研究科の構成員たる教員は教授会等の一員として、また各種委員会の一員として相応の役割を担うことが義務づけられる。教員の非協力的態度、あるいは消極的態度は学部・研究科の発展を阻害する。学部・研究科の運営には教員相互の協力が必要であり、それが学部・研究科の発展、ひいては大学の発展に貢献する。

2. 事務局との協力は学内業務の運営を円滑にする。

教員のあらゆる学内活動は、多くの事務職員によって支えられている。教員と事務職員との相互協力、相互理解なしに、各種の業務遂行は不可能であることを忘れてはならない。教員も事務職員も共に大学のスタッフである。教員は各種の事務手続きを怠らず、提出書類については所定の期限を遵守するなど、事務局と緊密に協力する必要がある。

3. 入試業務の遂行は教員の義務である。

入試業務は、これを担当する事務局や委員会だけの仕事でなく、教員のすべてが分担・協力して取り組まねばならない全学的かつ重大な業務である。あらゆる準備作業から試験監督、さらに判定案作成などにいたるまで、教員はそれぞれ与えられた任務を全うし、その責任を果たさねばならない。

入試準備には万端整え、遺漏なきよう期すべきことはいうまでもない。また、試験監督は受験生を前にしての業務であり、特に注意を必要とする。受験生はその日のために努力を重ね、全力を出しきる気持ちで試験に臨んでいる。監督者はそのような受験生の気持ちを忘れてはならない。監督者の心ない行為が受験生から家庭に伝わり、高校に伝わり、やがては大学に対する非難となって跳ね返ってくる。

拓殖大学の沿革（略年譜）

1900 (明治33年)	・台湾協会学校として東京に設立
1907 (明治40年)	・東洋協会専門学校と改称
1918 (大正7年)	・拓殖大学と改称
1922 (大正11年)	・大学令による大学として認可される
1949 (昭和24年)	・学制改革に伴い新制大学として発足し、商学部（経営学科・貿易学科）および政経学部（政治学科・経済学科）を設置
1950 (昭和25年)	・拓殖短期大学（経営科・貿易科）を設置
1951 (昭和26年)	・大学院修士課程（経済学研究科・商学研究科）を設置
1966 (昭和41年)	・北海道拓殖短期大学（現 拓殖大学北海道短期大学）を設置
1970 (昭和45年)	・大学院博士課程（経済学研究科・商学研究科）を設置
1972 (昭和47年)	・留学生別科を設置
1977 (昭和52年)	・八王子市に新校舎を建設し、外国語学部（英米語学科・中国語学科・スペイン語学科）を設置
1987 (昭和62年)	・工学部（機械システム工学科・電子工学科・情報工学科・工業デザイン学科）を設置
1991 (平成3年)	・大学院修士課程（工学研究科／機械システム工学専攻・電子情報工学専攻）を設置
1993 (平成5年)	・大学院博士課程（工学研究科／機械システム工学専攻・電子情報工学専攻）を設置 ・大学院修士課程（工学研究科／工業デザイン学専攻）を設置
1997 (平成9年)	・大学院博士課程（工学研究科／工業デザイン学専攻）を設置 ・大学院修士課程（言語教育研究科／英語教育学専攻・日本語教育学専攻）を設置
1999 (平成11年)	・大学院博士課程（言語教育研究科／言語教育学専攻）を設置
2000 (平成12年)	・国際開発学部（開発協力学科・アジア太平洋学科）を設置
2002 (平成14年)	・商学部貿易学科を国際ビジネス学科と改称 ・工学部電子工学科を情報エレクトロニクス学科と改称
2003 (平成15年)	・政経学部政治学科を法律政治学科と改称
2004 (平成16年)	・大学院修士課程（国際協力学研究科／国際開発専攻・安全保障専攻）を設置
2005 (平成17年)	・拓殖短期大学（経営科・貿易科）を廃止
2006 (平成18年)	・大学院博士課程（国際協力学研究科／国際開発専攻・安全保障専攻）を設置
2007 (平成19年)	・商学部会計学科を設置 ・国際開発学部（開発協力学科・アジア太平洋学科）を国際学部（国際学科）と改組 ・工学部情報エレクトロニクス学科を電子システム工学科と改称
2009 (平成21年)	・大学院修士課程（地方政治行政研究科／地方政治行政専攻）を設置
2010 (平成22年)	・工業デザイン学科をデザイン学科と改称
2014 (平成26年)	・拓殖大学北海道短期大学に農業ビジネス学科設置 ・大学院博士前期課程（工学研究科／機械システム工学専攻・電子情報工学専攻、工業デザイン学専攻）を（工学研究科／機械・電子システム工学専攻、情報・デザイン工学専攻）に改組
2015 (平成27年)	・文京キャンパス整備事業完成 ・文京キャンパスに商学部・政経学部、八王子国際キャンパス（名称変更）は外国語学部・工学部・国際学部にも再編
2016 (平成28年)	・大学院博士後期課程（工学研究科／機械システム工学専攻・電子情報工学専攻、工業デザイン学専攻）を（工学研究科／機械・電子システム工学専攻、情報・デザイン工学専攻）に改組
2020 (令和2年)	・外国語学部国際日本語学科を設置

平成 15 年 3 月 初 版 第 1 刷
平成 17 年 3 月 改訂版 第 1 刷
平成 19 年 3 月 改訂版 第 1 刷
平成 23 年 3 月 改訂版 第 1 刷
平成 28 年 4 月 改訂版 第 1 刷
令和 2 年 4 月 改訂版 第 1 刷

拓殖大学 教員必携

令和 2 年 4 月発行

編集・発行 拓 殖 大 学

〒112-8585 東京都文京区小日向 3-4-14

TEL 03-3947-7299 (学務部 学長事務室)



拓殖大学

Takushoku University